

倉情・個審第109号

平成20年3月28日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西 浦 公

平成19年12月5日付け保第255号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年10月18日付け保第215号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年10月4日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「学校別及び学年別の給食費未納額の判明する資料」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「各校が保存する給食費徴収簿」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、当該行政文書には「児童生徒毎に給食費の徴収状況が記載されており、これらの情報から特定の個人を識別することができ、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。」として、公開条例第7条第2号を適用して不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年10月18日付け保第215号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年10月26日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、公開条例第17条の規定に基づき、平成19年12月5日付け保第255号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消して、個人情報を除いた部分の開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
各校が保有する給食費徴収簿に記載された個人情報が開示となることは理解出来る。しかし、学年別（学校別）の未納額については、これが開示されたとしても直ちに特定の個人を識別することは出来ないと考えられ、不開示は納得できない。

第4 実施機関の主張要旨

不開示決定通知書及び不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

開示請求された学校別及び学年別の給食費未納額は、児童・生徒ごとの未納額を集計することで判明することから、各校が保存する給食費徴収簿を特定したものである。

この給食費徴収簿は、平成19年2月19日に異議申立人より開示請求のあった文書と同一である。その際の不開示決定に対しても異議申立てがあったが、これを審査会に諮問した結果、平成19年8月23日付け倉情・個審答申第79号により「実施機関の決定は妥当である。」との答申をいただいている。

こうした経緯も踏まえ、前回と同様に本件行政文書に記載された情報は公開条例第7条第2号に該当する情報であると判断し不開示処分としたものである。

第5 審査会の認定事実

本件行政文書である給食費徴収簿は、全市的に様式が定まっているものではないが、各小中学校でクラスごとに、在籍する児童、生徒一人ひとりの給食費の徴収状況が分る情報として学校名、学年、クラス名、氏名、納付の有無（納付額）などが記載され、必要に応じてクラスごとの徴収合計額、未納合計額も記載されている。

第6 審査会の判断

本件開示請求に対し、学校別及び学年別の給食費未納額が直接判明する文書が存在しないのであれば、児童・生徒ごとの納付額、未納額が記載された本件行政文書を特定したことはやむをえない。

学校別及び学年別の給食費未納額については、本件行政文書に記載されている児童・生徒ごと若しくはクラスごとの未納額から求めるより無く、結局のところ本件行政文書を開示できるのか否かが争点である。

本件行政文書である給食費徴収簿に記載された児童、生徒ごとの給食費の納入状況は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもので一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

また、必要に応じて記載されているクラスごとの徴収合計額、未納合計額については、児童、生徒ごとの納入額、未納額を合計して求めた情報であることから、個々人の納入状況と密接不可分なものと言え、本件行政文書に記載された情報全体が複数人の個人情報として一体的な性格を有しているものと認められる。

学校単位でみても、給食費の未納が発生していてもその数はごく少数であり、一部でも開示されれば個人が特定される恐れが小さくなく、児童・生徒及び保護者にとってプライバシー性の高い情報であることは明らかである。

以上のことから、本件行政文書に記載された情報は、公開条例第7条第2号の規定に該当する個人に関する情報であるとした実施機関の判断は相当と思料する。

第7 結 論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月5日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成19年12月25日	異議申立人からの意見書の收受
平成20年2月1日	第1回目審議
平成20年3月13日	第2回目審議
平成20年3月28日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
高 橋 祐 介	岡山大学大学院法務研究科准教授
南 川 和 宣	岡山大学大学院法務研究科准教授